

# 障害乳幼児の療育に応益負担を 持ち込ませない会 会報 2021年1月臨時号

〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション 電話&ファクス 075(465)4310



新年、おめでとうございます。コロナ感染収束への道筋がなかなか見えない中、いよいよ障害福祉サービス報酬が改定されます。障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会は、児童発達支援報酬改定問題が明らかになった昨年10月、11月以降、その内容を会員に知らせ、厚生労働省に対して「私たちの声」を届けることに取り組みられました。会の要望書やみなさんの意見を紹介します。

## 12月22日 厚生労働省 障害児支援室 に届けました

障害児・発達障害者支援室様

障害福祉サービス次期報酬改定の議論も大詰めを迎えていると推察しますが、この間、児童発達支援関係者・保護者から切実な声が私どものもとに届いています。一部ではありますが、2点のみお伝えしたく、ここに認めました。

①療育の入り口に「5領域11項目」の調査を導入しないでください。項目のチェックではなく子どもの「声」を聞いてください。

「療育の入り口のところで子育てに悩んでいるママやパパにたいして、自治体職員がこの調査をする。そして「要支援児」と判断すると加算がつく。調査マニュアルをどんなに詳細にしても、この調査ではほんとうの子どものねがいはつかえません。0歳から支援している事業所もあります。

なぜ、こんな調査をするのでしょうか？子どもの尊厳を傷つけ、保護者の思いを踏みにじるような調査は許せません。

私たちは、今回の「5領域11項目」の調査をこのように考え、全国の関係者に訴えました。賛意を示した方々が、一人ひとりの思いをハガキに込めて、障害児支援室宛に届けているかと思えます。

新型コロナウイルス感染状況を鑑みても、収束の可能性が見通せない4月以降、こうした新しい手法を持ち込むこと自体、無謀です。調査は導入しないでください。

②10人規模の児童発達支援事業の基本報酬を引き下げないでください。新しい加算をつけても事業が継続できません。

そもそも児童発達支援事業の前身である「児童デイサービス事業」が支援費制度下で始まったとき、10人以下の規模の事業所の一日単価が高く設定された経緯をご存じですか。それ以前から地域療育の必要性を認識した人々によって小さな自治体にも広がっていた小規模通園事業を守るために10人以下5390円という単価が設定されたのです（しかし21人以上は2840円と減じられた）。児童発達支援管理責任

者の配置分を利用定員で割ったというのは後でつけた屁理屈でしかありません。

80年代からの地域療育のあゆみを振り返るなら、10人以下の児童発達支援事業は地域の子育て支援の基盤づくりと結んで、短時間のスポットサービスではない、ていねいな療育を積み上げて今日に至っています。もちろん、児童発達支援事業の事業所数増加の背景には、営利を目的とする事業所の増加という問題が潜んでいます。が、だからといって、財政的にギリギリの状態でも子どものために支援をしている事業所が窮地に追い込まれるような報酬改定は許されません。

私たちのものには、たとえばつぎのような声が届いています。

○バックアップの社会福祉法人のあるA児童発達支援事業とB児童発達支援事業。管理部門の経費を法人がカバーしているので、児童発達支援事業の収支差率はA15%、B16%と高くなる（法人全体では7%）。  
○今回のコロナで収入が激減したときに、これまでのプール金があったので家賃、人件費等の固定費が払えました。プール金があれば事業所閉鎖になっていました。緊

急時を考えると、一定の預貯金が必要なので、収支差率を抑えることを求められても困ります。

○児童発達支援センターとそこに入れなかった子どもや初期療育（母子通園）を担当する児童発達支援事業を実施しています。厚労省・財務省の調査にあるように、児童発達支援センターは赤字（大赤字）です。法人全体としては、児童発達支援事業（定員20名、収支差率14%程度）がセンターの赤字を埋める役割をしていることになりましたが、追いつきません。

○利益を上げるための事業ではないからこそ、子どもと保護者のニーズにあった支援をするためには、ある程度の「収益」があって、安全な設備の確保や職員の安定した雇用が守られる必要がある。5年間くらいの見通しをもって事業を行いたいと思っているが、それは認められないのか。

このように、児童発達支援の収支差率という数字そのものが、事業所の単純な「儲け」ではありません。厚労省・財務省の調査の中で言われる、10人以下は平均20%前後という数字を、報酬減の根拠にされても、児童発達支援事業の現実の姿がまった

く反映されていないので根拠にならないのです。

ここでも、今年のコロナ感染は大きく影響しています（簡易な方法で「代替的支援」を申請した事業所は減収していないと聞いていますが）。

少なくとも次期改定において基本報酬を減じることはやめてください。以上

### 厚労省への

### ハガキ大作戦

☆持ち込ませない会のよびかけにこたえてたくさん の声を厚労省に届けました。事務局に寄せられた中からほんの一部を紹介します。

○児童発達達においては、その子の状態が発達によるものなのか、環境によるものなのか、年齢によるものなのか、判断することが難しいと思います。つまり、該当するかの判断を公平に行うのは難しいと感じています。また、子どもが小さく、どのような状態なのかわからないうちから、このような指標該当児判定を行うことは、保護者の方にとっても、とても精神的負担になるのではないのでしょうか。

○児童発達支援利用児の指標該当児判定

(5 領域11項目) 導入をやめていただき  
たいと思います。ケアの必要性の変化が著  
しい児童は評価の時期を誤る可能性があり  
ます。そういった不確実さがある状況で子  
どもたちの成長を決めつけないでほしいで  
す。子どもの成長発達促進を目的とするな  
ら、支援がたくさん必要な児童が、発達支  
援などを受けることで支援が少なくなるこ  
とを評価していただきたいと思います。療  
育を提供する目的が報酬目線となっている  
ように感じます。

療育を経験したお母さん

## 十二枚の便箋に思い込め

### 厚労省に手紙

(後半の一部を紹介します)

少しキツく思われるかも知れませんが、  
我が子のためはみんなのためと思ってい  
ますので勇気を出して書かせて頂きます。

今、2021年度の障害福祉サービス  
報酬改定が厚労省で話し合われることを  
知りました。子どもたちの療育の場であ  
る児童発達支援事業は、「収支率が高い」、  
特に10人規模の事業所は収入が高いとい

う理由で、報酬を見直すことを話し合わ  
れているということですが、このような  
見直しをすれば、支援の質を下げること  
になります。なぜなら、この加算を頂く  
施設の職員さんたちは、現場より事務的  
な仕事量が大きくなり、現場で主体者で  
ある子どもたちへ支援を行うことが充分  
に出来なくなってしまうからです。この  
ような改定によって、職員さんたちが本  
来成すべき支援を行うことができなくな  
り、質が下がってしまうのです。職員さ  
んが努力すればよいというような問題で  
はなく、厚労省の打ち出すこのような改  
定によって、質を下げていくのだと言  
いたいのです。

こんな改定をすれば、職員さんはま  
す疲弊してしまいます。その職員さん  
に我が子を支援していただく保護者とし  
て言わせて頂くなら、もっと、職員さん  
の給与も上げてほしいし、職員さんが生  
活しやすく、長く働けるようにしてあげ  
てほしいのです。職員さんたちは、人手  
不足の中で、事務作業をこなしながら、  
大事な現場で子どもたちのために尽力し  
てくださっています。保護者の私は、我  
が子のために支援して下さる職員さん

を守りたいと思っています。

そして、この報酬改定の考え方は、見  
えない心を苦しめていきます。それは、  
重度の子の親は、お金がかかる子だから  
申し訳ない、迷惑をかけてしまう子なの  
だと思ってしまうからです。そんなこと  
を思わせるやり方に愛はありますか？  
軽度の子たちも、重度の子とはまた違う  
生きづらさがあります。

この子らにも、やはり支援は要るので  
す。身体介助のような支援ではないけれ  
ども、職員さんに温かく見守られて、声  
をかけてもらいながら、しんどさを取り  
越えていこうとする、自分一人では生き  
づらいところを支えてもらって何とか日  
々生活しているのです。軽度だろ  
うが重度だろうが、この子たちには、何  
らかの支援は絶対に必要なのです。重度  
の子たちは支援が多いから加算するとか、  
軽度の子たちは支援が少ないから加算し  
ないとか、そんなのは支援とは言えませ  
ん。重度の子にとっても、軽度の子にと  
っても、このような報酬改定は、この子  
らや家族や支援者たちを生きづらくさせ  
てしまいます。

(廿日市市在住 保護者)